

京都府・市町村共同利用型審査システム機器等の更新・運用保守(審査システム・国税連携システム) に係る業務仕様書等への質問に対する回答

平成26年7月9日
京都地方税機構

番号	文書名	ページ	記載箇所	質問	回答
1	入札参加資格審査の申請における留意事項	②-8	第1号様式 一般競争入札参加資格審査申請書	一般競争入札参加資格審査申請書を代表者ではなく、下位の役職の者の名前で提出することは可能か。	可能です。 ただし、この場合、当該入札に関して参加資格審査を申請する権限についても委任されている必要があります。 については、その旨、第4号様式の委任状において委任事項に記載願います。
2	契約書	④-9	(個人情報の保護) 第42条	「～別記『個人情報の取扱いに関する特記仕様書』～」と記載されているが、この内容はどういふものか。	別添仕様書を参照願います。
3	業務仕様書	⑤-4	第2 調達範囲 2 調達機器一覧 イ ソフトウェア導入のみ	審査クライアントについて、既存端末で動作する業務用クライアントに必要なソフトウェアを導入することとされているが、ここでは端末へのインストール、動作確認を含むのか。	必要なソフトウェアについては、その調達と、インストールに必要な手順書の準備まで対応願います。実機へのインストール等は機構にて行います。
4	業務仕様書	⑤-7	第2 調達範囲 3 機器導入・データ移行に係る作業概要 (2) 作業概要 ウ 移行作業・その他	移行にあたり、既存機器でのデータ抽出作業等で既存機器を操作する必要が生じることも考えられるが、既存機器に係る作業は既存事業者が行うものと解してよいか。	データ抽出作業に限っては、既存事業者が行うものご理解願います。
5	業務仕様書	⑤-8	第2 調達範囲 3 機器導入・データ移行に係る作業概要 (2) 作業概要 4 移行作業・その他 (サ) 現行機器の撤去について	現行機器について、費用を受託業者にて負担することとし、撤去作業は現行運用保守業者に依頼するものとされているが、当該作業を受託業者において実施することは認められるか。	現行機器は賃借物品になるため、搬出先、廃棄については別途京都府地方税機構の指示に従って行う必要があります。
6	業務仕様書	⑤-9	第3 調達機器の仕様 1 審査サーバ(本番) (1) ハードウェア仕様 No.8 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。

番号	文書名	ページ	記載箇所	質問	回答
7	業務仕様書	⑤-11	第3 調達機器の仕様 2 審査サーバ(試験) (1) ハードウェア仕様 No.7 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
8	業務仕様書	⑤-12	第3 調達機器の仕様 3 運用管理サーバ (1) ハードウェア仕様 No.7 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
9	業務仕様書	⑤-14	第3 調達機器の仕様 5 基幹連携サーバ (1) ハードウェア仕様 No.7 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
10	業務仕様書	⑤-15	第3 調達機器の仕様 6 ファイルサーバ (1) ハードウェア仕様 No.6 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
11	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-4	第2 調達の範囲 2 調達機器一覧 イ ソフトウェア導入のみ	審査クライアントについて、既存端末で動作する業務用クライアントに必要なソフトウェアを導入することとされているが、ここでは端末へのインストール、動作確認を含むのか。	必要なソフトウェアについては、その調達と、インストールに必要な手順書の準備まで対応願います。実機へのインストール等は機構にて行います。
12	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-7	第2 調達の範囲 3 機器導入・データ移行に係る作業概要 (2) 作業概要 ウ 移行作業・その他	移行にあたり、既存機器でのデータ抽出作業等で既存機器を操作する必要が生じることも考えられるが、既存機器に係る作業は既存事業者が行うものと解してよいか。	データ抽出作業に限っては、既存事業者が行うものとご理解願います。
13	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-8	第2 調達の範囲 3 機器導入・データ移行に係る作業概要 (2) 作業概要 4 移行作業・その他 (サ) 現行機器の撤去について	現行機器について、費用を受託業者にて負担することとし、撤去作業は現行運用保守業者に依頼するものとされているが、当該作業を受託業者において実施することは認められるか。	現行機器は賃借物品になるため、搬出先、廃棄については別途京都地方税機構の指示に従って行う必要があります。

番号	文書名	ページ	記載箇所	質問	回答
14	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-9	第4 調達機器の仕様 1 審査サーバ(本番) (1) ハードウェア仕様 No.8 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
15	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-11	第4 調達機器の仕様 2 審査サーバ(試験) (1) ハードウェア仕様 No.7 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
16	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-12	第4 調達機器の仕様 3 運用管理サーバ (1) ハードウェア仕様 No.7 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
17	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-14	第4 調達機器の仕様 5 基幹連携サーバ (1) ハードウェア仕様 No.7 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
18	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-15	第4 調達機器の仕様 6 ファイルサーバ (1) ハードウェア仕様 No.6 その他	「②ソフトウェア仕様」と記載されているが、実際には「(2)」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「(2)」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
19	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-17	第4 調達機器の仕様 9 サーバコンソール・その他 (3) その他 2 LTO6データカートリッジ	「第4 システムの運用(共同利用型審査システム)」と記載されているが、実際には「第5」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「第5」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
20	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-21	第7 保守仕様 1 保守の範囲について	「『第2 2 調達機器一覧』に記載の～」と記載されているが、実際には「第3 2」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「第3 2」と考えてよいか。	そのように御理解願います。

番号	文書名	ページ	記載箇所	質問	回答
21	企画提案書 作成のための 仕様書	⑥-22	第7 保守仕様 3 システムの保守管理について	「(1)『第2 2 調達機器一覧』に記載の～」と記載されているが、実際には「第3 2」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「第3 2」と考えてよいか。	そのように御理解願います。
22	企画提案書 作成要領	⑦-1	1 提案書	「第2 調達範囲」と記載されているが、実際には「第3」に業務名が記載されている。 当該箇所は、「第3」と考えてよいか。	そのように御理解願います。